

アルジェリアにおけるインフォーマル経済の変容と 経済政策効果

山本 沙希

はじめに	2
1. インフォーマル経済概念：国際社会とアルジェリアの比較	3
(1) 国際社会における認識	4
(2) アルジェリアにおけるインフォーマル経済の認識と特徴	5
(3) 非合法活動・違法経済	7
2. インフォーマル経済の拡大と社会背景	9
(1) 社会主義体制下での計画経済と石油価格の暴落	10
(2) 市場経済の導入と社会的混乱による拡大	11
3. アラブの春が及ぼした影響	14
(1) 国内の反応	14
(2) 政治経済改革の着手	15
(3) 改革の実態と国民に募る不満	16
(4) 取り締まりの再開	17
おわりに	20

はじめに

2010 年末から発生したアラブ諸国における一連の政変は、アルジェリアにおいては大規模な運動に発展しなかったものの国民の失業や物価高騰に対する不満を公に露呈し、生活改善に向けた政策の必要性を体制に認識させる一つの契機となった。2011 年 1 月初旬には首都アルジェを中心に抗議デモが立て続けに発生し、1 か月間で計 10 人が抗議のための焼身自殺を図っている。これらの多くは機動隊によって即座に鎮圧されたものの、賃金格差の拡大や若者の雇用不足、住宅不足といった社会問題が国民の不満の根幹を成していることは明らかであった。とりわけ雇用不足については 15・24 才の若年失業率が全体の半数近くを占めるという事態に陥っており、アルジェリア国家統計局による 2010 年のデータでは若年失業率は 44.2%、15・29 才に限れば 60.7%に上っている。そのうえ学歴が高いほど失業率も上昇傾向にあり、2010 年における初等教育修了者の失業率が 7.6%（男性 7.5%、女性 8%）であるのに対して大卒者の失業率は 20.3%（男性 10.4%、女性 33.3%）と倍以上を記録している。こうした雇用問題は、1962 年の独立以降における産業構造の変化や急激な人口増加、また深刻な経済危機の産物とみなされ、アルジェリア政府は雇用創出をその改善策として掲げてきた。他方、若者を中心とした失業状態が慢性化するなかで、失業者また正規雇用の就業機会に恵まれない不安定就労者たちは、生計を立てるために自ら収入獲得手段を見出していかなければならず、その結果、国内労働人口の多くが「インフォーマル経済」と総称されるような無許可で社会保護の及ばない経済活動に吸収されている。

首都アルジェ郊外にある国内最大級のインフォーマル卸売市場として知られるス・ンマル市場には数百以上ともいわれる無認可業者が店舗を構え、事業登録済みの正規業者をも主要な取引相手として小麦粉や油、砂糖といった基礎食料品の卸売業を展開している。そのため正規業者とインフォーマル業者は貴重なビジネスパートナーでもあり、なかには「百万長者」と呼ばれる利益を上げている卸売業者も少な

くない。これに対しアルジェリア企業家フォーラム（FCE）は、インフォーマル業者の占める割合は分野によっては市場全体の3～6、7割に上ると指摘し¹⁾、利益の損失に繋がると同時に社会的不安定要因であるとして、政府とともに排除の対象としてきた。しかしながら、無認可業者の撤廃や市場管理に関する規制の強化、「インフォーマル市場のフォーマル化」を促そうとする政府主導の政策が社会的不安定要因の除去に実際に資するものであったかという問題には触れられず、インフォーマル経済を拡大させるに至った背景や対応の妥当性についても十分に検討されていない。

以上を踏まえ本稿では、まず先行研究を参照しながらアルジェリアにおけるインフォーマル経済の認識と国際社会の概念を比較のうえ、アルジェリアにおけるインフォーマル経済の従来の位置付けと特徴を抽出する。次に、1960年代から1990年代の社会経済的変容と照合しながらインフォーマル経済が成長した要因を検証すると同時に、「アラブの春」がアルジェリアのインフォーマル経済に及ぼした影響を検討すべく、2011年以降に勧められた政治経済改革と国内市場をめぐる政策との相互作用を分析し、政府主導で進められた政策の効果とその問題点について考察する。

1. インフォーマル経済概念：国際社会とアルジェリアの比較

インフォーマル経済という用語の定義は必ずしも統一されておらず、その概念は多義的で規定そのものが多面的であるために相互に整合的とは言えないと指摘されてきた（池野・武内 1988, p.4）。そのため本節では、国際社会におけるインフォーマル経済の位置付けと、アルジェリアを事例とした従来の研究の中での捉えられ方を比較することで両者の差異を検証し、アルジェリアにおけるインフォーマル経済の特徴を整理する。

1) “En Algerie, le commerce parallele peserait entre 30 a 60-70% de l'economie”, AFP, 23/9/2012.

(1) 国際社会における認識

「インフォーマル経済」という用語はそもそも「インフォーマル・セクター」という呼称で普及していたが、この「インフォーマル・セクター」という言葉は、1972年の「ケニア雇用戦略調査団報告書 (ILO 発行)」において使用されたのを契機に、ILO (国際労働機関) を中心に広く使われるようになった。ILO は、同報告書においてケニアの貧困と雇用不足を問題視しながら、主に都市の路上では失業者が露天商や靴磨きとして働いている実態を例に挙げ、彼らの活動規模は零細・小規模ながらも、生産性は周辺のどころか都市経済の効率性に寄与しているとの見方を示した²⁾。そして、都市に限らず村落での農業以外の小規模な活動も「インフォーマル・セクター」の範疇に含めるとしたうえで、男性よりも女性、年配者よりも若者、高学歴層よりも低学歴層の間で深刻化している雇用不足を補う分野として注目した。その特徴については (a) 参入の容易さ、(b) 現地に在来する資源への依存、(c) 家族単位での事業管理、(d) 事業の小規模性、(e) 労働集約的で既存の技術を活用、(f) 公教育以外の場における技術習得、(g) 統制のない競争的な市場であるとし、フォーマル・セクターとの相対的な概念として位置づけている。しかしながら、近代部門対伝統部門、組織部門対非組織部門とも置き換えられるフォーマル・セクターとインフォーマル・セクターの境界は必ずしも明確とは言えず、時代や政治・社会状況に応じて変動的かつ多義性を有することから、個別具体的な事例をもとに分析することの重要性が強調されてきた (池野・武内 1988, p.5)。

「インフォーマル経済」という言葉が「インフォーマル・セクター」に代わって用いられるようになったのは、2002年の第90回ILO総会において、議論の対象となる労働者また企業体は共通の分野や特定の産業部門に所属せず、複数の分野にまたがっているとの理由から「セクター」と総称するより「インフォーマル経済」という用語の方が適切とみなされたことによる³⁾。さらに「インフォーマル」と「フ

2) International Labour Office.1972. "Employment, incomes and equality: a strategy for increasing productive employment in Kenya" p.24.

3) ILO, Resolution concerning decent work and the informal economy, 90th session 2002. (<http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/ilc/ilc90/pdf/pr-25res.pdf>) (2015年1月

フォーマル」の経済活動の相互依存性、および双方の中間となる「グレー・ゾーン」の存在が指摘されたほか、インフォーマル経済を「法律またはその執行上、正規に法が適用されない、あるいは適用が不十分な労働者・企業体による全ての経済活動」と述べた上で、「それらは法律の適用範囲外で行われる活動から、本来は法律の適用範囲内であるにも関わらず法そのものが不適切あるいは過度な支払いを求めるなど負担を課すものであるために法の遵守が困難となり、実際には法律が適用されていない活動も含まれる」と明示した。同時に、インフォーマル経済における法的規制および労務管理の不在、社会保護の欠如によって、社会的に脆弱な立場にある労働者（貧困層や若者、女性、移民など）が不利益を被る、あるいは健康を害するといった問題が生じていること、すなわち「ディーセント・ワーク（人間らしく適切な労働）」の欠如を問題視している。

以上を踏まえると、ILO を中心とした国際社会の認識では、インフォーマル経済分野で働く賃金労働者また個人事業主は「フォーマル経済」へのアクセスが困難な状況にあり、不安定で不利な就労条件のもと労働を強いられている「社会的弱者」としての立場が強調されている。そのため、労働者のなかでも特に女性や子どもに対する搾取や虐待の防止、労働者としての権利や法的保護の必要性とともにフォーマル経済への参入を阻害する要因を取り除くことによって、インフォーマル経済をフォーマル化し、ディーセント・ワークの実現を目指そうとする姿勢が見られる。

（２）アルジェリアにおけるインフォーマル経済の特徴

アルジェリアにおいてインフォーマル経済に該当する諸活動は、表１に示したとおり（a）零細・小規模な市場指向型生産、またその他賃金が発生するあらゆる労働形態（家事サービス、職人見習い、内職または複数事業の兼業など）、（b）財・貨幣市場における非合法取引（闇両替など）、（c）麻薬取引や密輸といった犯罪行為（違法経済）の３類型に分けられる。このうち麻薬取引や密輸といった犯罪行為は労働法や商法による保護の対象とならないため、ILO は正規商品・サービスの提供

を行う合法的活動と違法行為を区別するべきであるとの立場を示している。そのためアルジェリアのインフォーマル経済研究においても、一般的には (a) と (b) を議論の対象とする場合が多いが、その分類の仕方にはばらつきがあり、概して活動の非合法性や違法性という共通点から (c) と混同するものや、あえて地下経済や違法経済に特化し、アルジェリアの主要な社会経済問題の例としてその深刻さを指摘するものも見られる (Perret 2006)。

表 1. アルジェリアにおけるインフォーマル経済の分類と活動例

	a. 市場指向型活動	b. 財・貨幣市場における非合法活動	c. 違法行為
活動例	家内産業: 食品製造、手工芸 小売り業 街頭経済: 露店 零細事業: 縫製、配線、 電気修理 家事サービス: 家事清掃、 庭師、運転手	・闇両替 ・収支報告の詐称	・チツパ(汚職) ・密輸 ・麻薬製造、販売 ・偽造品の輸入、 製造販売

出所: (Friedman 1992) を参考に筆者作成。

アルジェリア政府は、インフォーマル経済の非合法性・違法性と脱税による損失を社会の不安定要因とみなし「インフォーマル経済のフォーマル化」を政府目標に掲げる一方で、ILO と異なり「ディーセント・ワークの実現」を視野に入れていない。また、特に可視化が困難である女性就労者の問題を考慮に入れず、男性就労者のみを想定して議論する傾向がある。しかしいずれにせよ、インフォーマル経済分野の就労者は (a) 初等教育か中等教育を中退または修了した低学歴者、(b) 就労経験に乏しい若者、(c) 最低賃金に満たない、臨時・不安定雇用関係にある労働者という特徴を有しており (Adair 2012)、学歴・経歴ともに恵まれず、正規市場への参入をめぐっては不利な状況にあるという「社会的弱者」としての性質を有している点で ILO の見解と共通している。さらにインフォーマル経済とフォーマル経済の中間となる「グレー・ゾーン」の存在は、アルジェリアにおいても注目され続け

てきた⁴⁾。つまり、商業登記の申請や社会保険への加入、会計処理・納税義務といった事業開始のために必要となる手続きのうちいずれかを怠っている場合はこれに該当するが、インフォーマル経済に含まれる活動は多種多様なためにそのインフォーマル性の度合いに差が見られ、問題をより複雑にしている。2007年の世帯就労調査において「アルジェリア国家統計局（ONS）」は、無認可で行われている経済活動のうち個人によるものは73%、残りの25%は無認可の法人企業によるものと区別しているが、法人企業のなかには、設立時に商業登記を行ったにも関わらず無認可で活動を継続または一部の活動のみ無認可で行っている場合も含まれるという。そのため、アルジェリアではフォーマル経済とインフォーマル経済、その中間であるグレー・ゾーンの境界は曖昧かつ流動的であることから「法の枠外で行われる活動」というインフォーマル性と、「インフォーマル化への移行を防ぐ」という課題が共有され、正規雇用に就けない労働者の立場の脆弱性やディーセント・ワークの欠如という問題は軽視されてきた。

（３）非合法活動・違法経済

アルジェリアでは、しばしば麻薬取引や密輸といった犯罪行為（違法経済）を含め、広い意味で「インフォーマル経済」として扱われると前述した。これは、密輸や偽造品の輸入・販売が国内市場の過半数を占め「インフォーマル経済問題」としてその深刻さを体制・企業団体らが強調するためでもある。「全国アルジェリア商人・手工芸職人連合（Union générale des commerçants et artisans algériens : UGCAA）」は、国内の流通・販売に携わる業者・商人のうち125万業者は事業認可を取得しているのに対して150万業者が無認可で市場に参入していると公表し、な

4) アルジェリアのインフォーマル経済研究を専門とするフィリップ・アデルは、アルジェリアにおける経済活動を「白（フォーマル経済）」、「黒（インフォーマル経済）」、「グレー（ハイブリッド・インフォーマル経済）」と分類し、「白」から「グレー」、最終的に「黒」に移行する企業の存在を指摘している。（Adair, Philippe. 2002. “L’emploi informel en Algérie : évolution et segmentation du marché du travail”, Cahiers du G.R.A.T.I.C.E n°22 :95-126）

かでも密輸品・偽造品の販売を非難している⁵⁾。さらに、国内で出回る偽造品のうち約 40%はアルジェリア産の商品で、それ以外は国外から不法に持ち込まれたものであると商務省が指摘するのに加え、税関当局は偽造品として注意すべきメーカー・商品の一覧を公開のうえ警告を発し、2002 年 7 月には偽造品の輸出入禁止にかかるアルジェリア税関法第 22 条の執行命令を下すなど積極的に取り締まり強化や税関職員の教育の必要性をアピールしてきた。そのため、税関当局が没収した偽造品数は 2010 年の 160 万点から 2011 年には 70 万点と半減し近年は改善傾向に見られるが、これらの製品は安価なため、依然として一定の需要を維持し続けている。特に市場に出回っている偽造品のうちスポーツ・衣料用品や自動車交換部品、煙草、家庭用電化製品、化粧品と医薬品の占める割合が多い一方で、これらは品質・安全面の保障がなく健康に害を及ぼす恐れもあり、実際に冬季にはガス暖房機が爆発するといった家電製品の事故も相次いで報告されている。

映画やソフトウェアといったコピー商品については、その損害額は年間 8,000 万ドル以上と言われ、隣国チュニジアの違法コピー率が 74%、モロッコが 66%であるのに対しアルジェリアは 84%と高く、ビジネス・ソフトウェア・アライアンスが実施した調査対象国のなかでも 116 カ国中 18 位に位置している⁶⁾。そのため直接的被害を被っているマイクロソフト・アルジェリア社は、2014 年 2 月、アルジェリア著作権管理局 (Office national des droits d'auteurs et droits voisins: ONDA) と協力のもと海賊・違法コピーの取り締まりを強化するといった内容の覚書に署名しているが、依然として具体的な策は講じられていない。

以上に挙げた偽造品に加え、法的に輸入が禁止されている古着など⁷⁾、あらゆる商品をスーツケースに大量に詰め込み国内に持ち込むことで知られるキャバ (cabas)⁸⁾は、個人レベルの買い付けではあるが仲買人や零細小売りの間で主要な

5) “Le commerce informel en Algérie nuit à l'économie”, Liberté, 17/6/2007.

6) Business Software Alliance, Global Software Piracy Study, 2011 年.

7) 古着の輸入は 2011 年補正予算法で禁止が解かれたが、翌年の 2012 年予算法で改めて禁止とされている (Journal officiel no.72, Loi de finances 2012, 29/12/2012)。

8) 買い物かごを意味するフランス語の cabas に由来する。

仕入れ先として認識され、信頼関係に基づいた商品の売買を行っている。他方、アルジェリア国内で石油製品を安価に入手しモロッコに密輸輸送することで知られるハッラーバ (hallaba⁹⁾) や、その逆のルートで、麻薬生産・輸出大国として知られるモロッコからアルジェリアへの麻薬の流入は、年々国内での押収量が増しており、2013 年 7 月には憲兵隊と警察、税関当局に加えて軍も新たに麻薬取締りを遂行していくことが発表された。これら違法物の売買により発生する不透明な資金の存在は、国内においては治安の直接的脅威になり得ると同時に汚職の蔓延と並んでアルジェリアの対外評価を下げる一因となっている。そのため、実際にはインフォーマル経済と区別されるべきこうした組織的犯罪行為も「地下経済」または「違法経済」の例としてしばしば混同され、インフォーマル経済をそのインフォーマル性のみでなく違法性・犯罪性のある行為、つまり治安の悪化や社会的不安定を招くネガティブなものとする見方が助長されてきた。

2. インフォーマル経済の拡大と社会背景

第1節では、「インフォーマル」という言葉が「国家の管理の及ばないところで行われる活動」として広義に解釈され、家事サービスや露天商、建設業といった合法的な活動と、偽造品や麻薬の密輸といった非合法的な活動双方を含めて扱われるために、そのインフォーマル性および違法性が混合・強調される傾向にあると述べた。だが、大多数の就労者は雇用へのアクセスや生産手段に恵まれない環境にあることから、インフォーマル経済は貧困や抑圧への不満を吸収する、クッションのような役割を果たしているとも注目される (Friedmann 1992)。以上を踏まえ本節では、アルジェリア独立以降の歴史的背景と照合しながら、インフォーマル経済が分野によっては市場の過半数を占めるまでに成長し、貧困層や不安定就労者、また消費者にとっていかに密接なものとなり得たか検証したい。

9) アラビア語で乳搾りを意味する halaba に由来するが、アルジェリア西部では軽油やガソリンを絞出し国外の違法業者に売りつける行為およびその行為者に対して用いられる。

（１）社会主義体制下での計画経済と石油価格の暴落

アルジェリアにおける地下経済や非公式な商取引は、1954年から8年続いた独立戦争を経て生じた物資不足とともに増え始めたと言われる。独立から3年後の1965年、初代大統領ベン・ベッラを軍事クーデタによって追放したブーメディエンは、社会主義に基づいた経済体制の確立を掲げ、1967年から1978年にかけて暫定3ヵ年計画および第1次・第2次4ヵ年計画に着手した。その内容は、雇用の創出および工業化とインフラ・建設事業分野への投資であり、それに伴い他国への技術協力の要請と、労働者の雇用が促進された。だが必要以上に雇用した労働者への賃金の負担と、対外累積債務の返済負担が重なり多くの国営企業が経営破綻を迎える。当時の公共投資額がGDP全体を占める割合は、1967年の13.1%から1977年には64.9%にまで達し、その大半は炭化水素分野および鉄鋼工業、金属・電気工業、建材・建築資材業と鉱業にあてられていた。国営企業が経営破綻する一方で、工業化政策によって都市と村落の賃金格差は拡大し、より良い収入を求めて村落から都市への人口流出は進んでいった。その結果、農業は衰退の一途を辿り、溢れかえる労働人口を抱えた都市では労働者が作業場周辺にスラムを形成し始める。村落から都市に流出した人口の推移は1966年から1973年にかけては85万人、1974年から1977年の間には52万人に上り、年間5.6%の速さで都市人口は増加していた。これら一連の工業化政策によって失業率は1966年の32.9%から1978年には22%、1984年には8%にまで回復するも、1987年には21.4%と一気に悪化している。これは、1985年に国際石油市場価格が暴落し、石油収入への過度な依存によって支えられていた社会主義体制が限界に達したことを表している。石油価格が下落したことで外貨収入は減少し対外債務が膨れ上がると、ブーメディエンが急逝した直後の1979年から大統領に就任していたシャーズリーはそれまで以上に輸入抑制政策を徹底した。そのため、人口流出によって都市では消費需要が高まっていたにも関わらず、価格統制や輸入規制により需要と供給の不均衡が生じ、価格が上乗せされた転売品や非公式ルートで持ち込まれた商品を買求める消費者の姿が頻繁に見られるようになったのである。

以上をまとめると、アルジェリアでは地下経済がインフォーマル経済の前身として表面化したが、それは社会主義経済体制時代の計画経済に加え、国際石油市場価格の暴落が追い打ちとなって拡大したものであった。石油価格の下落がフォーマル経済の危機をもたらし、需要と供給のバランスが崩れたために、モノやサービスの生産ではなく分配の領域における不足を補うかたちでアルジェリアの地下経済は浸透していった。

（２）市場経済の導入と社会的混乱による拡大

輸入抑制と緊縮財政によって対外債務の返済に尽力したシャーズリーだが、1985年に採択した5カ年計画では国营企業の自治拡大を掲げ、政府の経済分野に対する直接的関与を縮小していった。しかしながら国民が期待するような生活改善は実現せず、食料品・生活必需品といった物資不足と物価の高騰に不満を募らせた国民は1988年に大規模な抗議行動を展開する（1988年10月暴動）。国民の信頼を回復させるため、シャーズリーは1989年に複数政党制を採用し新憲法を制定するが、それに伴い結成されたイスラーム主義政党「イスラーム救済戦線（Front Islamique du Salut: FIS）」が正式に承認されると、国民の期待はFISに集中した。経済の立て直しを図り国民の支持を取り戻すため、シャーズリーは1990年の補正予算法、1991年の対外貿易参入にかかる政令¹⁰⁾によって輸入の独占を廃止し、規制緩和に着手する。それを受けて輸入業者は急増する一方、年間45億ドル相当の輸入額を38,000～45,000の業者間で競うことになった（Hammouda 2002）。それと同時に無認可の輸入業者に参入を許すこととなり、偽造証明の利用や偽造品の流入が増したため、国外から持ち込まれた大量の偽造品が安価に出回るようになる（Perret 2006）。

1991年12月の国政選挙でFISが圧勝すると、翌1月には軍がクーデタを強行し、シャーズリーは大統領辞任を余儀なくされた。選挙結果は無効となり、大統領の権限を代行することとなったブーディアフ率いる国家最高委員会（Haut Comité

10) Décret exécutif n°91-37 du 13 février 1991 relatif aux conditions d'intervention en matière de commerce extérieur, Journal officiel de la république algérienne.

d'Etat: HCE)¹¹⁾は FIS を非合法化するが、これが引き金となって反体制を掲げる多数の武装集団が組織され、その流れで結成された武装イスラーム集団 (Groupe islamique armé: GIA) と体制側との間で武装闘争が激化する。一般市民も攻撃の標的となり事実上の内戦状態に突入するなかで、体制の関心は反体制派の鎮圧と治安の改善に注がれ、政府による市場管理が緩まったために失業者や低所得者、職歴を持たない若者は零細・小規模事業主として定着していった。彼らは、治安悪化に伴う渡航費の値上げや、フランスをはじめ複数の諸外国への渡航やビザ取得が困難となる中で、国内での需要に応えるために商品の値上げによる価格調整や、仕入れ先を台湾や香港などのアジア諸国あるいはトルコやシリア、エジプトに変更することで事業を継続させた。

1994 年には、シャーズリーが 1986 年から秘密裡に交渉を始めていた IMF・世銀の構造調整政策¹²⁾が正式に受け入れられ、IMF との協定に基づいて貿易が自由化された。さらにマクロ経済安定のため、経営難にある国営企業の解体または労働者の解雇が進められると、都市部で需要が高まっていた住宅・インフラ部門を中心に民間企業の進出が進み、近代的な産業部門に属するインフォーマル経済従事者も見られるようになった。つまり、個人事業主のほかにも、近代産業部門で活動する民間企業内部において、労働法の枠外で季節労働者や単純労働者といった臨時的な雇用が増加したのである。この際、アルジェリアの終身雇用率は 1980 年の 78%から、1987 年には 68.8%、1992 年には 56%、1998 年には 51%にまで低下しており、1990 年代の間に解雇された国営企業従業員は 60 万人に上ると推定される。これら大量

11) ブーディアフは同年 6 月の遊説中に暗殺されたが、その後任としてアリー・カーフィーが議長に就任した。1994 年に HCE は解散し、そのメンバーであったゼルワールが 1995 年に大統領に就任している。

12) シャーズリーは、対外債務の返済不能・国営企業の機能不全に陥ると秘密裡に IMF・世銀との交渉を開始し、構造調整政策を受け入れる見返りとして経済援助を享受するという基本合意に達した。だが、シャーズリー退任後アルジェリア側は交渉に消極的で、正式に構造調整プログラム受諾に署名したのは 1994 年である。その主な内容は、補助金の廃止、経営難に陥っている国営企業の解体または縮小、市場の開放と民営化の促進であったが、そのうち国営企業の民営化については進んでおらず、経営難または技術水準の低い企業のみが売却に出されている (福田邦夫『独立後第三世界の政治・経済過程の変容—アルジェリアの事例研究』西田書店、2006 年、pp. 196-223)。

に排出された失業者が零細・小規模事業や臨時雇用・不安定就労者という多種多様な労働形態に分散されることで、農業を除いた都市労働のうちインフォーマル労働が占める割合は、1975～1979年の21.8%から1985～1989年には25.6%、1995～1999年に42.7%、2000～2007年には41.3%と推移し、1990年代の間に大きく成長している¹³⁾。なかでも、無認可の小売り露天商が自然と集まり形成された市場や、公認市場内における無認可の事業主の姿が目立つようになったことで、2005年に初めてアルジェ県内における無認可市場96か所を撤去することが決定され、その代替として県は新たな公認市場の増設に着手すると発表した。この時点で公認市場が設置されていないアルジェ県内の地区（バラディーヤ¹⁴⁾）は16地区に上っていたため、県当局は公認市場の増設によって無認可の小売り露天商を政府の管理下にある市場に移転させようと試みたが、場所の選定の悪さや高い土地使用料も障害となり計画は進展せず、2010年末の時点で、2005年に予定していた業者7,347件のうち約半数しか移転を終えていない状態であった。

構造調整政策によって市場経済の導入と民営化の実現が強いられ、民間企業の参入が認められたものの、外貨収入の9割以上を占めるエネルギー分野をはじめ魅力的な分野は依然として国営企業に優先権が与えられ続けている¹⁵⁾。そのため国営企業の解体によって大量の失業者が排出されながらそれと競合するような民間企業が育たず、企業内での不安定雇用や、内戦状態の裏で無認可業者が固定客を獲得し、インフォーマル経済の更なる拡大が生じている。

13) Jutting J P et Laiglesia J R (eds.), 2009, L'emploi informel dans les pays en développement. Une normalité indépassable, Centre de développement de l'OCDE.

14) 仏語のコミュニンと同義で、最少の行政単位である市町村に相当する。

15) 府はエネルギー分野と鉄道分野は民営化しない方針であり、2005年に制定された炭化水素法では炭化水素公団ソナトラックとその子会社に対し、同分野の全ての投資案件において資本の過半数を占有する権利を保障している（Loi n°05-07 du 28 avril 2005 relative aux hydrocarbures, Journal officiel de la république algérienne）。

3. アラブの春が及ぼした影響

2010 年末に隣国チュニジアで発生した、野菜売りの焼身自殺を契機に周辺諸国で沸き起こった抗議行動と反体制派の盛り上がりは、アルジェリアでは前年に医者や教員、鉄道員によるストライキが次々に違法行為と判断されていたことも影響し「体制の崩壊」ではなく「現体制に対して生活改善と民主化を要求するもの」として波及した。しかし、そのような抗議行動が国民の一部に支持されるに留まり、大規模な暴動に至らなかったのは、物資不足や物価高騰への抗議行動から始まった 1988 年 10 月暴動が内戦を招き、国民が未だにそのトラウマから抜け切れていないことを示唆している。体制側もまた「暗黒の 10 年」と呼ばれる 1990 年代の再来を避けるために、政治経済改革に着手することで国民の不満を緩和するよう努めた。以上を踏まえ本節では、まず 2011 年 1 月以降のアルジェリア国内の反応を整理した上で、体制による政治経済改革がもたらした変容を検証し、最後にインフォーマル業者をめぐる政策の効果と問題点を考察したい。

(1) 国内の反応

チュニジアでのに「ジャスミン革命」と呼ばれる反体制運動は、まさにインフォーマルのモノ売りに対する取り締まりが引き金となって発生したものであった。こうした隣国の事態を受けて、2011 年 1 月 3 日および 4 日の夜から 8 日にかけて、アルジェを中心にオラン、ブーメルデスやベジャイアといった主要都市において、食料品価格の高騰や失業、住居不足に不満を抱えた若者が暴徒化すると、機動隊と衝突の末 1,000 人以上が逮捕され、18 才の男性を含む最低 3 人の犠牲者と 400 人の負傷者（内務省発表によれば、うち 300 人は機動隊）を出した。その週末には緊急事態としてウーヤヒア首相主宰関係省庁会議が開会され、油と砂糖の輸入業者及び生産者、販売業者に対し暫定的に 41%の免税を施行すると発表し、政府は必需品の物価上昇を抑えることで国民の不満を鎮めようと考えた。だが 1 月 15 日には、無職で特定の住所を持たない父子家庭の男性がチュニジア国境に近いテベサにて焼

身自殺を図り、その後も生活に困窮している若年失業者や世帯所有者が後を追うように焼身自殺による抗議を行っている。こうした一連の抗議行動の流れに乗り、1月21日に結成された「変革と民主主義のための国民連合（Coordination nationale pour le changement et la démocratie: CNCD）」が1992年から続く非常事態宣言の解除を求めるデモ行進への参加を呼び掛けると、2月12日のデモ行進に機動隊が出動し、「文化民主連合（Rassemblement pour la culture et la démocratie: RCD）」議員らをはじめとする参加者が次々と逮捕される事態に陥った¹⁶⁾。

（２）政治経済改革の着手

2011年1月から2月にかけての厳しい取り締まりとデモの弾圧は、フランスやアメリカ、ドイツといった欧米諸国からの非難に晒された。そのためアルジェリア政府は正式に非常事態宣言の解除を発表し、同時に警察は路上での物売りや市場の無認可業者に対する取り締まりを徐々に和らげ政策転換を図った。政府は、一時的な税制緩和による物価高騰の抑え込みと無認可業者を解放することで、若年失業者や不安定就労者の暴徒化及び抗議の連鎖を抑え、その間に長期的な視野での対応を検討することにしたのである。だが、一部の食料品にのみ適用する税制緩和では物価高騰を抑えることは出来ず、消費者の需要は路上に活動範囲を広げる物売り・露天商に集中し、政府は国民の生活環境改善および民主化の促進という長年の課題に向けた早急な対応が迫られた。

2011年3月、カブリア内相とベンバダ商務相は、各県知事宛ての無認可市場の撤去通達に署名したものの、チュニジアのような暴動を懸念してその執行を見送らせた。路上での取り締まりを緩和しながら、同時に改革の推進を進めることで国民の不満に応えようとしたブーテフリカ大統領は、4月14日、国民に対して民主化の促

16) 1989年、1991年には会合・デモ行進に関する厳しい法的制限が設けられ（Loi n°89-28 du 31 décembre 1989、n°91-19 du 4 décembre 1991）、反体制的な会合や公共秩序を乱すようなデモは禁止された。2001年6月18日には、首都アルジェにおける全てのデモ行進を禁止する決定が下されている。<http://www.ldh-france.org/Interdiction-d-une-marche-de.html>（最終閲覧日 2014年3月30日）

進を目的とした憲法及び選挙、メディア、政党、アソシエーションに関する各法の改正を翌年 5 月の国民議会選挙までに実施すると約束する。その翌月には、国内の企業活動と経済実態把握を目的に前年から計画されていた、独立後初となる経済国勢調査に着手し、第 1 段階調査として農業分野を除く 99 万以上の国営・民間企業を対象に事業分野や勤続年数、組織規模に関する調査を実施した。さらに 9 月末には政府と全国労働者組合（Union générale des travailleurs algériens: UGTA）、企業代表者らによる三者会議において最低賃金の引き上げおよび年金基金の財政強化が決定され、インフォーマル経済への対応も課題に盛り込まれた。政府はこうした取り組みを通じて、国民に向け生活改善の可能性を強くアピールしたのである。

（３）改革の実態と国民に募る不満

民主化の一環として公約していた各法改正のうち、憲法とメディア法を除く選挙法と政党法、情報およびアソシエーション各法の改正案と、女性議員比率に関する法案が同年 12 月から 2012 年 1 月にかけて次々に採択されると、アソシエーション法や情報法の改正はかえって民主化に背く内容であるとして¹⁷⁾、人権団体や宗教団体、報道関係者を中心に座り込みによる抗議や取り下げを求める声が高まった。政権政党である「民族解放戦線（Front de libération nationale: FLN）」と「民主国民連合（Rassemblement national démocratique: RND）」両党と連立与党を組んでいた穏健派イスラーム政党「平和のための社会運動党（Mouvement de la société pour la paix: MSP）」も投票を棄権し反対意思を表明したが、議席の過半数を占める FLN と RND によって法案は可決された。これについて「社会主義勢力戦線（Front des forces socialistes: FFS）」のアリ・ラクスリ第一書記は、「現在進められている改革は、むしろ民主化と変革に反するものである」と非難した。

可決された 3 法案のうち、政党法の改正は新政党の結成手続きを簡易化するもの

17) その例として、アソシエーション法の改正内容は、市民による組織の結成や自由な活動の展開をより難しくさせるものであり、情報法については公共秩序や国家防衛、治安を乱さない範囲で報道の自由が与えられると明記されていること等が報道の自由を侵害するとして批判の対象とされた。

であったのに対し、アソシエーション法は体制によるアソシエーション活動への監視を強化する内容に変更されていたため¹⁸⁾、文化団体や起業家団体、宗教団体からは批判が殺到した。アソシエーションの活動の幅が狭められたのに対し、新政党の設立が簡易化され政治参加の可能性が広がったのは矛盾しているかもしれない。だが、この政党法の改正は最終的に、その4か月後に実施された国民議会選挙で体制側を有利に導くものとなった。改正内容が正式に公表されてから3か月間で新政党21党が承認を受け、既存の23政党とあわせて44政党が選挙に参加したため、有権者は誰に投票すべきか判断するための十分な情報を得られないまま選挙を迎えることとなった。その結果、有権者総数2,164万人のうちの2割にも満たない184万人の支持によってFLNとRND両党は462議席中291議席を獲得した一方¹⁹⁾、170万人は無効票に投じ、有権者の過半数は投票を棄権している。

国民議会選挙ののち、3か月の空白期間を経て発足したセラル内閣は、ブーテフリカが公約した憲法改正を含む政治改革の続行と、2014年までの5カ年計画にも含まれる250万棟の住宅建設および300万人分の雇用機会創出を行動計画に取り入れた。さらにインフラや雇用不足がより顕著である南部を首相就任後初の視察地として選ぶことで、生活に困窮している南部の国民に対し、失業対策と生活改善に向け前向きであることをアピールした。だが憲法改正の内容は明かされないまま具体的な雇用の創出も先送りにされ、次第に南部各地や首都アルジェでは、不満を抱えた失業者および試用期間のまま働かされ続ける若者らを中心として抗議行動が展開されていった。

(4) 取り締まりの再開

もともと「アラブの春」の波及を懸念したアルジェリア政府は、無認可業者の取り締まりを緩めて、路上や市場に解放することで国民の暴徒化を防ぎ、その間に政

18) なお、アソシエーション法の改正は2012年1月に可決されたが、2年後の2014年1月から有効となっている。

19) FLN の得票数は132万票、RND は52万票であった（アルジェリア内務省データ <http://www.interieur.gov.dz/Dynamics/frmCategories.aspx?htmls=13&s=23> 11/5/2012）。

治経済改革を推し進める計画でいた。しかし、それは正式に許可を得て経済活動に従事している「フォーマル業者」の不満を引き起こすこととなり、野菜・果物の卸売業者から成る「全国野菜・果物卸売連盟」は、国内で販売されている商品の過半数が無認可のインフォーマル市場で取引されているために利益損失を被っていると訴え、卸売市場の管理と無認可の卸売・小売りへの取り締まり強化を政府に要請した。この要請を受けたセラル内閣は方向転換し、内閣発足直前の8月末、一時中断していた路上での取り締まりを再開して無認可業者への取り締まりを改めて強化する。まずは、2011年3月に署名したのち延期されていた各県知事宛ての無認可市場の撤去通達にならい、各地で無認可の卸売・小売りが自然と集まり形成していた無数のインフォーマル市場の撤去を1年遅れの2012年8月に再開した。翌月の9月中旬には、アルジェ県内のなかでも最大規模の市場として知られるアリ・ムッラー市場が事前の予告もなく早朝から閉鎖された。市場の管轄責任を負うシディ・ムハンマド区長は急な閉鎖に対して「この市場には、活動が許可されている商人720人のほかに無認可商人150人が確認されていた。よって再整備を必要と判断した」と公に説明したが、正式に土地利用権を得ていた事業主にも事前の説明はなく、閉鎖期間中は全ての業者が営業停止を余儀なくされている。同月末にはカブリア内相と南部、北部、オープラトー各地域から集まった20人の県知事が集合し、インフォーマル経済の管理体制について協議を行った結果、2012年10月から2013年のラマダン月である7月までの間にインフォーマル業者の完全な撤去を行うと発表した。この計画のために拠出された資金は40億DA（アルジェリアン・ディナール：1DA＝1.2円相当）に上り、政府の掲げたスローガン「公共空間の清浄化」が全国的に実施されることとなったが、同政策は「無認可業者の根絶」ではなく「フォーマル経済への統合を目指した段階的な解消」とであると強調した。これに対し、退去を命じられた無認可の小売り商人たちは、別の土地で新たに活動を再開するか、一定の休業期間を置いてから同じ土地に戻ることで警察の取り締まり回避を試み、自ら進んで公認市場に販売場所を移行する例は稀であった。市場建設のための行政手続きが遅れているため、新たな販売場所が確保出来ていないほか、公認市場へ移行する

と土地使用料や価格統制により値上げを余儀なくされ、結果として収入の大幅な減少が予想されることもその理由であった。さらに固定客との信頼関係が既に築かれている場合、なじみの土地を離れ一からやり直すこと自体が大きな損失を生み出すリスクを背負っていた。

経済的に豊かな消費者にとって路上の物売りは街の景観を損ねる存在でしかないものの、2012年11月のインフレ率は前年同期比で8%、生鮮品に限れば22%を超え、特に物価上昇が著しいラマダン期間中は、低所得層は無認可の小売りから安価な商品を購入しなければ生活を維持できない状況に追い込まれる。撤去の再開からわずか2か月後の2012年10月には、アルジェ県の「市場価格・競争管理局(Direction de la concurrence et du prix: DCP)」が無認可市場19か所の新たな出現と、撤去された410人の小売りが別の土地で活動を再開しているのを確認している。この時点ですでに撤去だけでは問題解決を図れないのは目に見えていたが、政府は再度各県知事に対し「より迅速に」撤去を遂行し、翌年のラマダンまでに全撤去を実現するようにとの通達を下した。それに対してアルジェ県知事らは、地区ごとに市場管理が分割されているためにその管理体制に差が生じていると指摘し「政府による関与」の必要性を訴え、新たに「卸売市場管理公団(Entreprise nationale de gestion des marchés de gros: Magro)」が設立され管理統制の指揮を任されると同時に、これまでも主要なインフラ建設事業に関与してきた「バティメタル(Batimetal)建設公団」に公認市場の建設が委託される。ただし、全撤去の期限として定められた2013年7月を迎えた時点で目標の半数以上が着手されていない状態であり、例年同様、ラマダン期間中の物価高騰により無認可の小売りに対する需要はむしろ増していた。地区行政に不信感を抱いた政府は直接的関与を強め、特にアルジェやオラン、ティジウズなど主要都市の公認市場内において取り締まりを強化するが、代替となる土地を新たに提供しないまま厳格な市場管理統制が敷かれているために撤去された小売りはさらに行き場を失い、かえって若年失業者を周辺化させる環境を作り出してしまっている。産業省は、インフォーマル経済で収益をあげている商人や失業者に対し起業を促す意向であると示しながらも、それには民

間企業家たちから常々批判されるアルジェリア特有の起業手続きの煩雑さや、承認を得るまでに要する膨大な時間、土地へのアクセスの困難さ、強固な市場管理体制といったあらゆる課題を一つずつ解決していく必要がある。

おわりに

アルジェリアのインフォーマル経済に関する論調は、経済活動の非合法性や違法性といったネガティブなイメージが先行しているため「インフォーマル経済のフォーマル化」を通じた安定化の必要性が強調され、雇用機会をめぐる不平等や既存の経済構造が抱える問題については軽視されてきた。それは、社会主義に基づいた計画経済体制を機能不全に陥らせた「政府の失敗」と、市場経済の導入と民営化により大量の失業者を排出した「市場の失敗」によって無認可業者の市場占有が進む一方で偽造品の流入が進行し、同じインフォーマル経済分野でも合法的活動と非合法的活動の境界が曖昧かつ流動的となってしまうことが要因の一つである。それに対し「アラブの春」の引き金ともなったチュニジアの反体制運動は、アルジェリア政府に対してインフォーマル経済のフォーマル化よりも早急な雇用の創出や、生活環境改善のための具体的政策の必要性を認識させる契機となったはずであった。しかしながら、最終的に政府の対応は市場管理による引き締め政策と、路上および市場の開放という自由化政策の間で右往左往するという中途半端な結果に終わり、小売りに対する援助や保証の確保、また市場参入の妨げとなっている複雑な行政手続きや土地使用権など現存する制度的障害について何の改善ももたっていない。このような状態は事業主をフォーマル経済から一層遠ざけることになりかねず、したがって単なる市場の撤去よりも既存の経済構造が抱える問題をまずは再検討し、市場参入のための柔軟な環境を整備することが求められている。

(本稿は、執筆者個人の見解であって外務省の公式見解ではありません)

(筆者は元在アルジェリア日本大使館専門調査員)

参考文献・資料

＜邦語＞

池野旬、武内進一編 1998.『アフリカのインフォーマル・セクター再考』アジア経済研究所.

福田邦夫 2006.『独立後第三世界の政治・経済過程の変容—アルジェリアの研究事例』西田書店.

＜欧米語＞

Adair, Philippe et Youghourta Bellache. 2012.“Emploi et secteur informels en Algérie : déterminants, segmentation et mobilité de la main-d’oeuvre”, *Région et développement* n° 35 :121-150

Adair, Philippe. 2002.“L’emploi informel en Algérie :évolution et segmentation du marché du travail”, *Cahiers du G.R.A.T.I.C.E* n°22 :95-126

Chakour, S.C., Perret C., 2007,“Le commerce informel en Algérie”, *Critique Économique*, n°17 :15-36

Friedman, John.1992. Empowerment : *The Politics of Alternative Development*. Massachusetts: Black well.

Hammouda, Nacer-Eddine. 2002.“Secteur et emploi informels en Algérie : définitions, mesures et méthodes d’estimation”, *Cahiers du G.R.A.T.I.C.E* n°22 :61-94

Kelkoul.1995.“Femmes et secteur informel”, *Femmes et Développement* : 255-279

Gozlan, Martine. 2011. *Tunisie, Algérie, Maroc :La colère des peuples*. Paris : Editions de l’Archipel.

Perret C., 2006,“Flux informels entre l’Algérie et la France : un vivier pour le commerce informel en Algérie”, *Cahier du Préludes*, n°8 :81-102